

これだけは知っておきたい

選挙の豆知識



一宮市選挙管理委員会事務局

目次

1	選挙制度のあゆみ……………	1
2	選挙期日……………	2
3	供託……………	3
4	投票……………	4
5	期日前投票と不在者投票……………	5
6	在外投票……………	1 1
7	選挙運動……………	1 2
8	寄附禁止等……………	1 6

1 選挙制度のあゆみ

(1) 制限選挙の時代（明治22年～大正14年）

＊明治22年……衆議院議員選挙法の制定

制定当初の選挙権は満25歳以上の男子で、直接国税15円以上の納税者

＊明治33年……衆議院議員選挙法の改正

直接国税10円以上の納税者

＊大正8年……衆議院議員選挙法の改正

直接国税3円以上の納税者

(2) 男子普通選挙の時代（大正14年～昭和20年）

＊大正14年……普通選挙制度（普選法）の採用

選挙権の納税要件の廃止（満25歳以上の男子）

(3) 完全普通選挙の時代（昭和20年～現在）

＊昭和20年12月……衆議院議員選挙法の改正

女子に選挙権が認められ、年齢を満20歳に引下げ

＊昭和22年2月…参議院議員選挙法の制定

貴族院の廃止、参議院の設立

＊昭和25年4月…公職選挙法の施行

選挙に関する規定（衆議院、参議院、地方選挙等）の統合

＊平成27年6月…選挙権の年齢を18歳に引下げ

（平成28年7月参議院議員通常選挙より施行）

衆議院総選挙執行年月	有権者数	対全人口比
明治23年7月	約 45万人	約 1.1%
明治35年8月	約 98万人	約 2.2%
大正 9年5月	約 307万人	約 5.5%
昭和 3年2月	約 1,241万人	約 20.0%
昭和21年4月	約 3,688万人	約 48.7%

「わかりやすい公職選挙法（株式会社ぎょうせい）」より

2 選挙期日

選挙の行われる日を選挙期日といい、一般的には、投票日といわれています。選挙期日は、選挙の種類ごとに次のように定められています。

(1) 任期満了による選挙……任期満了日前30日以内

(2) 解散による選挙……解散の日から40日以内

(3) その他の事由（辞職・死亡等）による選挙

ア 国会議員の選挙……9月16日～3月15日に事由が生じた場合は4月の第4日曜日、3月16日～9月15日に事由が生じた場合は10月の第4日曜日

イ その他の選挙……事由発生後50日以内

選挙期日は、その選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が、その選挙期日の一定期間前に公示又は告示をします。

この公示又は告示があって、はじめて立候補の受付が行われ、選挙運動が始まります。

公示（告示）の日は選挙の種類ごとに次のように定められています。

① 衆議院議員選挙	選挙期日前少なくとも12日前まで
② 参議院議員選挙	// 17日前まで
③ 愛知県知事選挙	// 17日前まで
④ 愛知県議会議員選挙	// 9日前まで
⑤ 一宮市長選挙	// 7日前まで
⑥ 一宮市議会議員選挙	// 7日前まで

選挙の公示と告示

公示及び告示とは、公の機関が一定の事項を広く一般に知らせることです。

衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙については、天皇が内閣の助言と承認により詔書をもって『公示』を行い、その他の選挙については、その選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が『告示』を行います。

3 供託

立候補するためには、次表の区分による供託額（現金又は国債証書）を法務局に供託しなければなりません。

この供託制度は、いわゆる泡沫候補者等の乱立を防止するためのものであり、一定の得票に達しない時は没収されます。

供託の額及び没収点等

選挙の種類	供託の額	供託物没収点等
衆議院議員 （小選挙区選出）	300万円	有効投票総数×1／10
衆議院議員 （比例代表選出）	1人につき 600万円 （重複立候補者の 場合は300万円）	供託額－（300万円×名簿 登載者中の小選挙区当選者数 ＋600万円×比例代表当選 人数×2）
参議院議員 （選挙区選出）	300万円	有効投票総数／通常選挙の選 挙区内議員定数（愛知県選挙 区は4人）×1／8
参議院議員 （比例代表選出）	1人につき 600万円	{名簿登載者数－（当選者数 ×2）}×600万円
愛知県知事	300万円	有効投票総数×1／10
愛知県議会議員	60万円	有効投票総数／選挙区内議員 定数（一宮市選挙区は5人） ×1／10
一宮市長	100万円	有効投票総数×1／10
一宮市議会議員	30万円	有効投票総数／議員定数 （38人）×1／10

4 投票

投票は、原則として、投票日当日に選挙人がその属する投票区の投票所で行うものです。

ただし、一定の事由により投票日当日の投票が困難な人のために期日前投票や不在者投票などの制度があります。詳細は、『5 期日前投票と不在者投票』をご確認ください。

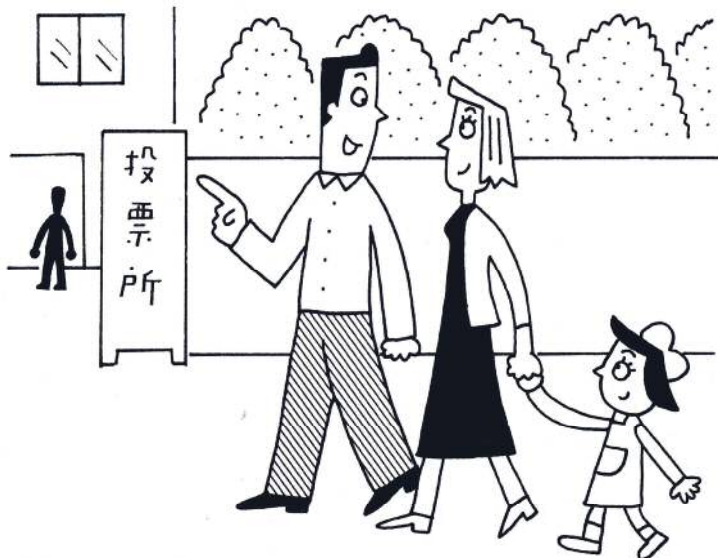
投票所入場券がないと投票できない？

投票日が近づくと、「選挙のお知らせ」（投票所入場券）が送られてきます。映画の入場券などとは異なり、これがなくても投票所には入れますが、これさえ持っていけば無条件に投票できるというわけでもありません。

投票所では、投票しようとする人が選挙人名簿に登録されているかどうか、また、選挙人本人であるかを確認するため、選挙人名簿との対照をしており、この作業を円滑に行うために「選挙のお知らせ」を交付しています。

仮に「選挙のお知らせ」を紛失されても、選挙人名簿と照合して本人であると確認できれば投票できますので、そのまま投票所にお越しください。

なお、投票日当日に投票できる投票所は、市内77か所のうち1か所に決められています。「選挙のお知らせ」に投票所と案内図を掲載していますのであらかじめご確認ください。



5 期日前投票と不在者投票

投票は、投票日当日に、投票所に行って投票するのが原則ですが、仕事や旅行、病院に入院している等の理由で投票日当日に投票所に行けない人のために『期日前投票』や『不在者投票』の制度があります。

(1) 期日前投票

ア 期日前投票をすることができる人

投票日当日、次の事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人は、一宮市の期日前投票所で投票をすることができます。

- ① 区域を問わず、職務若しくは業務又は総務省令で定める用務（冠婚葬祭の主宰等）に従事すること
- ② ①以外の用務又は事故のため投票区の区域外に旅行又は滞在をすること
- ③ 疾病、負傷、妊娠等のため歩行が困難であること、又は刑事施設、少年院等に収容されていること
- ④ 一宮市の区域外の住所に居住していること
- ⑤ 天災又は、悪天候により投票所に到達することが困難であること

イ 期日前投票の期間と投票時間

期日前投票所	開設期間	時間
市役所本庁舎 11階 1101会議室	公（告）示日翌日 ～投票日前日	午前8時30分 ～午後8時00分
尾西生涯学習センター （市役所尾西庁舎内）2階 会議室G		
木曽川体育館 1階 会議室		
西成公民館（西成出張所）2階 中会議室	投票日6日前 ～投票日前日	午前9時00分 ～午後8時00分
尾張一宮駅前ビル（i-ビル）中央図書館 6階 多目的室		

ウ 期日前投票の手続き

- ① 『選挙のお知らせ』に印刷してある『期日前投票宣誓書』に、必要事項を事前に記入のうえ、期日前投票所で提出します。
(『期日前投票宣誓書』は、受付にも備え付けてあります。)
- ② その場で『投票用紙』が交付されます。
- ③ 投票記載台で『投票用紙』に候補者の氏名(名簿届出政党等の名称又は略称)を記入し、投票箱に投函します。

エ その他

投票日当日には選挙権を有するものの、期日前投票を行う時点ではまだ選挙権を有しない人(投票日当日に満18歳を迎えるが、期日前投票を行う時点ではまだ17歳である場合など)は、期日前投票をすることはできません。この場合は、期日前投票所と同じ場所で不在者投票をすることになります。詳細は、『(2)不在者投票 イ 18歳未満の不在者投票』をご確認ください。

(2) 不在者投票

ア 不在者投票とは

一宮市以外の市区町村の選挙管理委員会や、病院、老人ホーム等の施設において、不在者投票をすることができます。

また、前述したように、選挙期日(投票日)には選挙権を有するものの、投票しようとする日には未だ選挙権を有しない人は、一宮市の選挙管理委員会が指定する不在者投票所で投票をすることができます。

不在者投票の事由、期間及び投票時間は、期日前投票の場合と同様です。ただし、一宮市以外の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をする場合で、その市区町村で選挙が行われていない場合の投票時間は、その選挙管理委員会の執務時間中に限られます。

イ 18歳未満の不在者投票

投票しようとする日の時点で選挙権を有しない方の不在者投票

は、前述の「ウ 期日前投票の手続き」①の後、『投票用紙』とともに『不在者投票用外封筒及び内封筒』が交付されます。

『投票用紙』に候補者氏名等を記入したら、『投票用紙』を『内封筒』に入れて封をし、さらに『外封筒』に入れて封をし、その表面に自身の氏名等を記入した上で、不在者投票管理者に提出します。（投票箱は使用しません。）

ウ 他市区町村における不在者投票

長期出張などで一宮市を離れ、投票のために帰って来ることができない人のために、一宮市以外の市区町村で投票する方法があります。

① 投票用紙等の請求手続き

一宮市選挙管理委員会で、『宣誓書』の交付を受けてください。
（不在者投票の期間中は、一宮市の公式ウェブサイトよりダウンロードできます。また、滞在する市区町村においても選挙が執行される場合は、そちらの選挙管理委員会で『宣誓書』の交付を受けることができます。）

『宣誓書』の交付を受けたら、必要事項を記入して一宮市の選挙管理委員会に提出（郵送）してください。

手続きの際は、郵送期間を十分見込み、早めに請求してください。

② 投票用紙等の交付

一宮市選挙管理委員会から、『投票用紙』『不在者投票用の外封筒及び内封筒』『不在者投票証明書が入った封筒』が書留郵便で送られてきます。その際に、『不在者投票証明書が入った封筒』を開封しないでください。また、『投票用紙』等には何も記入しないでください。（『不在者投票証明書が入った封筒』を開封したり、投票用紙に何か記入したりすると、投票できなくなります。）

③ 投票

滞在する市区町村の選挙管理委員会に②の『投票用紙』等を持

参して投票します。投票の方法は「イ 18歳未満の不在者投票」の場合と同じです。投票した投票用紙は、滞在する市区町村の選挙管理委員会から一宮市選挙管理委員会に郵送されます。

エ 病院、老人ホーム等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会の指定する病院及び老人ホーム等の施設に入院中（入所中）の選挙人は、施設において不在者投票をすることができます。

投票を希望する人は、不在者投票管理者である施設の長に依頼して投票用紙等を請求し、その施設において投票を行うことになります。

投票の方法は、「イ 18歳未満の不在者投票」と同じです。

選挙権の有無を認定する時期

選挙権の有無の認定は、「期日前投票」と「不在者投票」とで異なります。

「期日前投票」の場合、選挙権の有無を実際に期日前投票を行う日に認定します。もし期日前投票を行った後に、他市町村への転出や死亡などで選挙権を失っても、投票された票は有効な票として取り扱われます。

他市町村の選挙管理委員会や病院、老人ホーム等で行う「不在者投票」の場合、投票場所に選挙人名簿がないため、実際に投票する時点で選挙権の有無を確認することができません。そのため、不在者投票においては選挙権の有無を選挙期日当日に認定します。

したがって、不在者投票を行った後に選挙権を失った場合は、その票は取り除かれます。（外封筒に署名する必要があるのはそのためです。）

オ 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害等があり、歩行が困難で投票所に行くことができない選挙人で、自宅等で療養中の人々のために、現にいる場所で投票用紙に記載をし、郵便等で行う不在者投票が認められています。

(1) 郵便等による不在者投票のできる人

郵便等による不在者投票のできる人は、選挙人であって次のいずれかに該当する人です。

- ① 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を持っており、障害の程度が次のいずれかに該当する人

交付手帳名等 障害の種類	身体障害者 手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹	1 級又は 2 級	特別項症～ 第 2 項症
移動機能		-----
心臓、じん臓、呼 吸器、ぼうこう、 直腸、小腸	1 級又は 3 級	特別項症～ 第 3 項症
肝臓	1 級～ 3 級	
免疫		-----

- ② 介護保険の被保険者証に要介護 5 と記載されている人

(2) 郵便等投票証明書の交付

(1) の障害等に該当する選挙人が、郵便等による不在者投票をしようとするときは、あらかじめ『郵便等投票証明書』の交付を受ける必要があります。

『郵便等投票証明書』は、選挙管理委員会に対し、障害の程度を証する書面（身体障害者手帳等）を添えて、文書によって

請求することとされています。

この証明書の有効期間は7年間です。(ただし、要介護5の認定を受けられている方の場合、介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期限の末日までです。)

(3) 郵便等による不在者投票の方法

郵便等投票証明書の交付を受けた選挙人は、選挙期日前4日までに選挙管理委員会に対し、郵便等投票証明書を提示(添付)して、投票用紙等の交付を文書で請求します。

投票用紙等の交付(郵送)を受けたら、はじめに『投票用紙』に候補者の氏名(名簿届出政党等の名称又は略称)を書きます。投票用紙を『内封筒』に入れて封をし、さらに『外封筒』に入れて封をして、外封筒の表面に『投票記載年月日』『場所』『選挙人の署名』を記入します。選挙管理委員会への提出は必ず郵便等で送付する必要があります。(郵便等によらない提出は、不受理となります。)

なお、後述する代理記載の制度を利用できる人を除いて、投票用紙及び外封筒への記入や署名は、自筆によらなければなりません。

(4) 代理記載

(1)の障害等に該当し、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が1級と記載されている人や、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までであるとされている人は、あらかじめ選挙管理委員会に文書で届け出ることで、代理記載の制度を利用することができます。

6 在外投票

海外に住んでいる方（在外邦人）のために、外国にしながら国政選挙（衆議院、参議院）及び最高裁判所裁判官国民審査の投票ができる制度があります。

海外に引き続き3か月以上滞在している方が在外公館（大使館又は領事館）に在外選挙人名簿への登録申請をするか、国外転出の届出をした市区町村に対して事前に登録申請をしておくこと、国内の市区町村の在外選挙人名簿に登録されます。在外選挙人名簿に登録されると在外選挙人証が交付され、在外投票をすることができます。

投票の方法は、郵便等による投票、在外公館での投票のいずれかを選択することができます。

また、一時帰国している場合や、国内へ転入後間もないため国内の市区町村の選挙人名簿に登録されていない場合は、在外選挙人証を提示することで、

- ① 在外選挙人名簿に登録のある市区町村で投票日に投票する。
- ② 在外選挙人名簿に登録のある市区町村で期日前投票を行う。
- ③ 在外選挙人名簿に登録のある市区町村以外の市区町村で不在者投票を行う。（事前に不在者投票の請求が必要です。）

の方法で投票できます。



7 選挙運動

法律上、選挙運動の明確な定義づけはありませんが、『特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為』を選挙運動にあたると考えられています。

選挙運動は、本来自由に行われるのが理想ですが、選挙の公正を確保するためには、選挙運動に一定のルールを設け、そのルールに従った選挙運動が行われるようにしなければなりません。

そのため、法律により選挙運動ができる時期、主体、方法が制限されています。

一方で、可能な限り選挙公営を拡充して、公正でお金のかからない選挙の実現が図られています。

(1) 選挙運動期間と事前運動の禁止

選挙運動ができるのは、立候補の届出のあった日から投票日の前日までです。

したがって、届出前に選挙運動にわたる行為をすることは、事前運動となり禁止されています。

(2) 選挙運動ができない人

選挙運動は、本来だれでも自由に行うことができるのですが、選挙の公正な執行を確保するため、次の人は一定の条件のもと、選挙運動を行うことが禁止されています。

区分	職名等	備考
選挙事務関係者	投・開票管理者、選挙長等	区域内での 選挙運動は禁止
特定公務員	選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、警察官、徴税吏員等	一切禁止

区分	職名等	備考
一般職の公務員	国家公務員、地方教育公務員	一切禁止
	地方公務員	区域内での選挙運動に加え、地位利用による選挙運動等も禁止
特別職の公務員等	教育委員、監査委員、農業委員、民生委員、公平委員、保護司、固定資産評価審査委員、連区公民館長、社会教育委員、スポーツ推進委員、学校医、消防団員等	地位利用による選挙運動等は禁止
その他	選挙犯罪等による公民権停止者、18歳未満の者	一切禁止

(3) やってはいけない選挙運動

ア 戸別訪問

何人も、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり、投票を得させないよう依頼することは、戸別訪問として禁止されています。

これは、戸別訪問が一般の目の届かない場所で選挙人に直接対面して行われることが多く、買収、利害誘導その他の違反行為を行う機会をつくり、選挙の自由、公正を害するおそれがあることなどによるものです。

イ 署名運動

何人も、選挙に関し、投票を依頼したり、投票を得させないよう依頼する目的をもって選挙人に対し署名運動をすることは禁止されています。

ウ 人気投票の公表

何人も、選挙に関し、当選者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されています。

エ 飲食物の提供

候補者、運動員はもとより、第三者を含む全ての人について選挙運動に関して、どんな名目であっても飲食物を提供することは、買収、供応等の選挙の不正を防止するとともに、選挙運動に必要以上の経費をかけないために禁止されています。

いわゆる陣中見舞として飲食物（酒・ビール等）を届けることも違反となります。

ただし、湯茶及びそれに伴う菓子の提供や、候補者が運動員や労務者に対し選挙期間中一定の制限の範囲内で弁当を提供することは認められています。

オ 氣勢を張る行為

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね、または隊伍を組んで往来することなどは、氣勢を張る行為として禁止されています。

（４）誰でもできる選挙運動

ア 個々面接

商店、病院等に訪れる人に対し、そこの店員、医師等が投票を依頼したり、知人に路上や電車の中でたまたま出会った場合に投票の依頼をすることを個々面接といいます。これは自由に行うことができます。

イ 電話による投票依頼

電話を使用して友人や知人に支持している候補者への投票を依頼することができます。

ウ 幕間演説

演劇、映画等の鑑賞のために参集している人々に対して幕間を利用して行う演説や、勤務のため集まっている人々にその休憩時間中に行う演説等を幕間演説といいます。これは規制されていません。

エ インターネットを使った選挙運動

① 有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッター等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用

した選挙運動はできますが、電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は禁止されています。

- ② 候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メール（利用するには条件があります）を利用した選挙運動ができます。

※詳しくは総務省ホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/index.html

（５）こんな運動も選挙違反

選挙違反となる一例をお示しします。

ア 買収、供応

- ① 有力者多数を料亭に招いて、投票を依頼し、酒食をふるまったもの
- ② 運動員が、後援会結成の名目で有権者を自宅に招き、酒食をふるまい、席上候補者があいさつしたもの
- ③ タバコを知人に配り、開けてみたら千円札が入っていたもの
- ④ スポーツ大会などの参加賞を候補者の名前入りで配ったもの

イ 文書の配布

- ① 選挙用の表示のないはがきで投票を依頼したもの
- ② 候補者の知人等が自分の知人多数に手紙で投票を依頼したもの
- ③ 選挙事務所の移転を口実に、案内状を多数郵送したもの
- ④ 候補者を支持する組合の機関紙の号外という名目で、選挙運動の文書を配ったもの
- ⑤ 選挙運動用ビラを定められた方法以外（ポスティング等）で頒布したもの

ウ 文書の掲示及び回覧

- ① 候補者の名前や政見を大書した看板やのぼり等を街頭に立てたもの
- ② 選挙用のハガキ、文書、ポスターなどを回覧板にして回覧したもの

エ 学校等の公共施設の建物内で行う投票依頼等の選挙運動（個人演説会場は除く）

8 寄附禁止等

選挙にお金がかかる理由は、選挙期間中に行う選挙運動の費用以上に、日常の選挙区内の有権者に対するお付き合いのための費用にあるといわれています。

選挙に立候補しようとする人は、自分の選挙区内において名前を売り込んでおこうと、冠婚葬祭や催し物などの機会をとらえて寄附をし、それで名前を知ってもらおうとします。

そのため、こうした選挙区での付き合いにかかる経費を含めて、選挙にはお金がかかるものといわれています。

しかし、現在の法律では、冠婚葬祭などの日常の付き合いとして一般的に行われている寄附であっても、政治家がすることは禁止されています。

政治に携わる者はもちろんのこと、有権者一人ひとりが認識を高め、自覚することが必要です。

(1) 政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）の寄附禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除きます。ただし、政治教育集会については、食事及び食料の提供は罰則をもって禁止されています。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

(2) 寄附の勧誘及び要求

政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で、寄附を出すように勧誘や要求をすると処罰されます。

政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

(3) 後援団体の寄附禁止

後援団体（いわゆる後援会）は、選挙区内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

また、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附であっても、任期満了による選挙にあっては、任期満了の日前90日にあたる日から選挙の期日まで禁止されます。

(4) 時候のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報など）を出すことは禁止されます。

(5) あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

～寄附禁止の具体例～

選挙が行われているときはもちろん、選挙が行われないときでも政治家や候補者は選挙区内にある者（親族を除く）に対して、次のような寄附をすることは全面的に禁止されています。

また、有権者もこのような寄附を求めることは禁止されています。

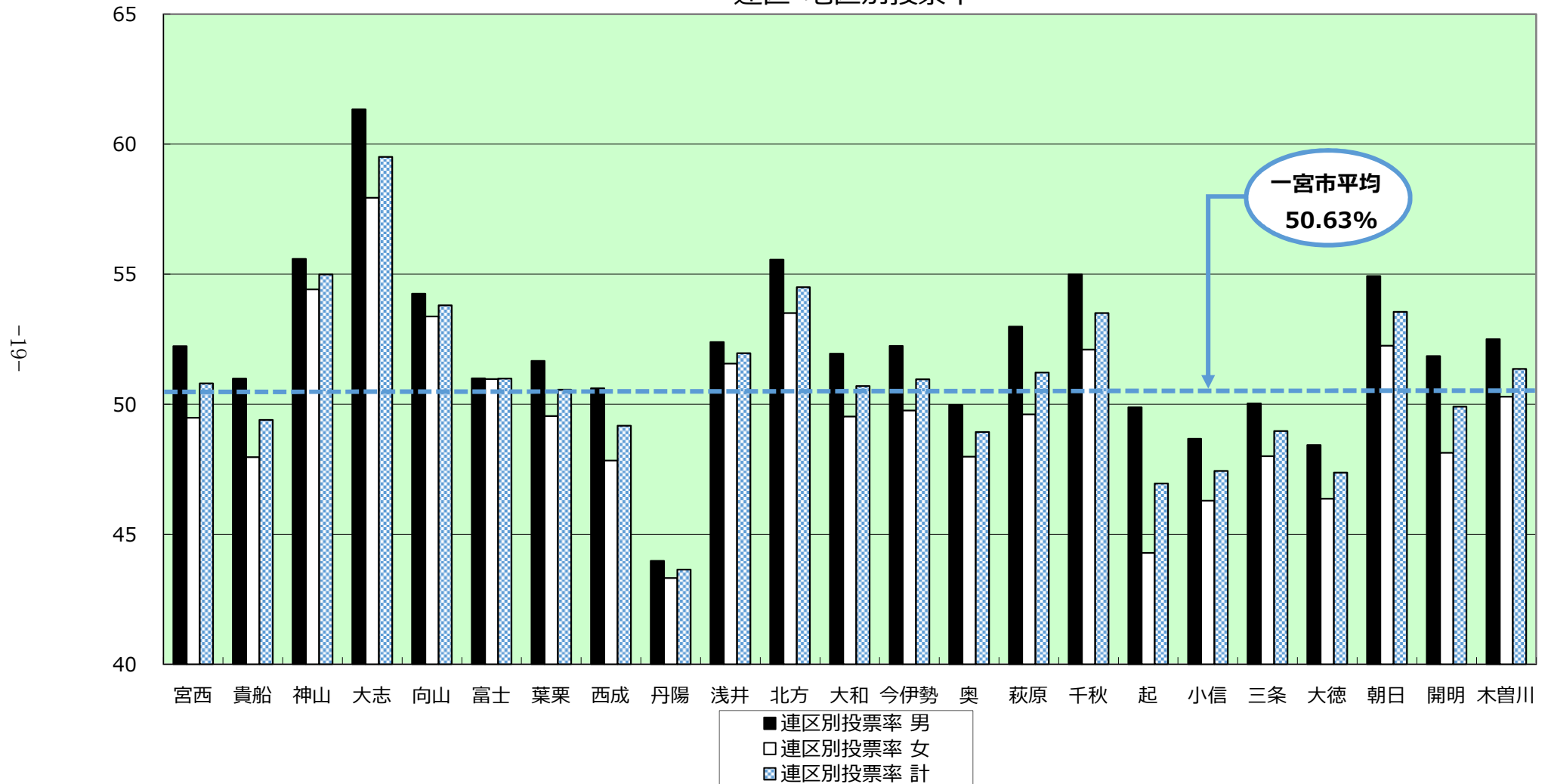
- ① お中元やお歳暮を贈ること
- ② お祭りのときにお金を寄附したり、お酒などを届けること
- ③ 開店祝いや落成式、起工式などのときに花輪を贈ること
- ④ 入学、卒業、就職、出産などのお祝いに、お金や品物を贈ること
- ⑤ 結婚式のために、お祝いのお金や品物を贈ること
- ⑥ 旅行する人に、餞別を贈ること
- ⑦ お葬式の際、花輪や供物などを贈ること
- ⑧ 町内会や老人会、又は後援会員などの集まりに、お金を寄附したり、食事やお酒などを届けること
- ⑨ 町内会などの団体旅行の際、弁当や飲物を差し入れたり、バス代などの費用を負担すること
- ⑩ 選挙区からの陳情者などに食事や飲物を出したり、おみやげなどを持たせること

なお、政治家や候補者がこのような寄附をした場合、政治家本人が自ら出席する結婚披露宴など一部の例外を除いて罰則をもって処罰されます。

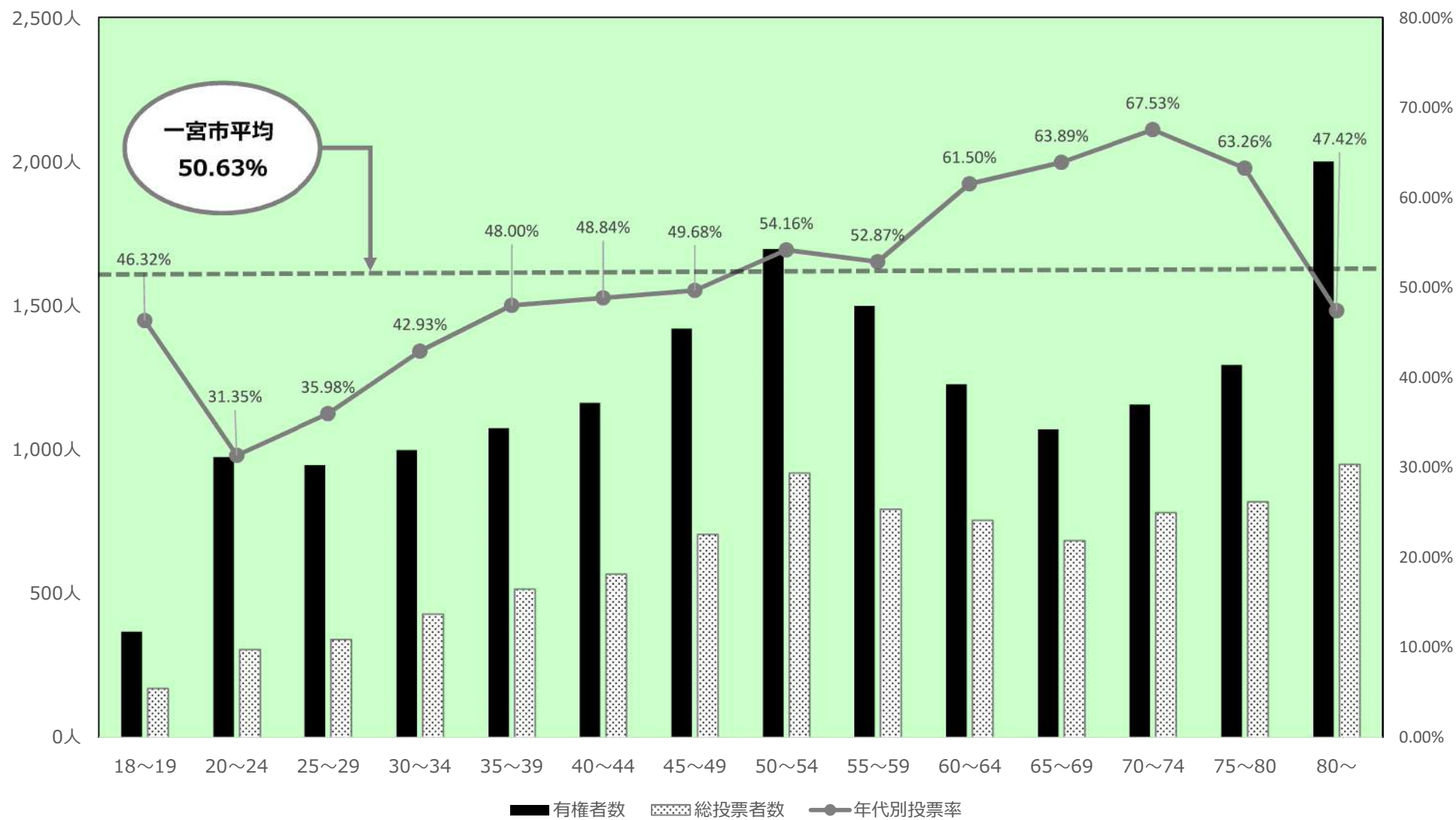


令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙 小選挙区

連区・地区別投票率



令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙 小選挙区
年代別投票率（富士・大和西・今伊勢西）



選挙の種類と任期満了日

選挙の種類	任 期 満 了 日
参議院議員通常選挙	令和7年7月28日、令和10年7月25日
一宮市長選挙	令和9年1月31日
愛知県知事選挙	令和9年2月14日
愛知県議会議員選挙	令和9年4月29日
一宮市議会議員選挙	令和9年4月30日
衆議院議員総選挙	令和10年10月26日

～無効票になります！　ご注意ください～

投票用紙に候補者の氏名のほか他事を記載したものは無効票になることがあります。

（無効票となる例）　候補者が一宮太郎の場合

- 1　○一宮太郎
- 2　一宮太郎さんへ
- 3　頑張れ一宮太郎
- 4　『一宮太郎』
- 5　一宮太郎

みんなで守ろう 明るい選挙



〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

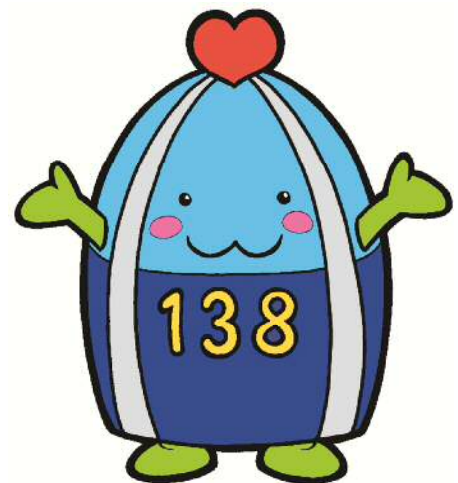
一宮市役所 本庁舎5階

54番窓口

一宮市選挙管理委員会事務局

電話 28-8958 (直通)

FAX 73-9127



一宮市マスコットキャラクター
「いちみん」